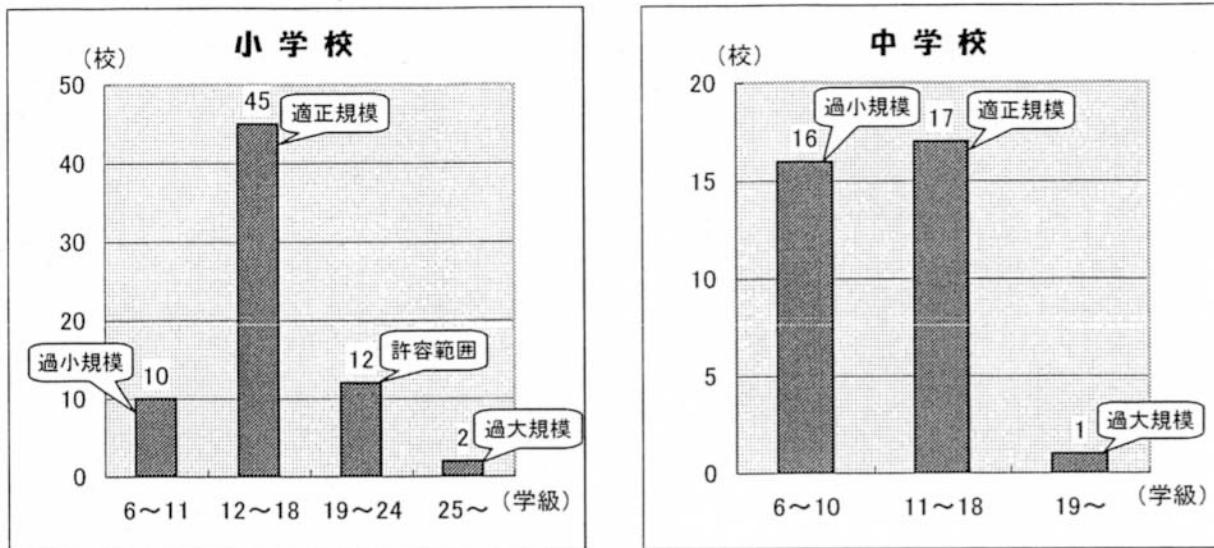


(2) 学級規模の状況

適正規模を下回る学校（小学校 11 学級以下、中学校 10 学級以下）を「過小規模校」、適正規模を上回る学校（小学校 25 学級以上、中学校 19 学級以上）を「過大規模校」とすると、平成 16 年度における小・中学校の学級規模の状況は以下のとおりです。



(3) 過小規模校と過大規模校の主な課題

過小規模校では、集団生活の良さが生かされにくく、学年や学校全体の活気が低下する傾向があります。特に、単学級（1 学年あたり 1 学級）ではクラス替えができないため、交友関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方に対する機会が少なくなります。また、中学校は教科担任制ですが、過小規模校の場合、教員が少ないために、多様な選択教科のコース、部活動等が制限され、生徒のニーズや興味・関心に十分こたえられない傾向があります。

過大規模校では、教室、体育館、校庭などの施設面に余裕がなく、教室数の不足により仮設校舎での学習を余儀なくされる場合や、少人数指導や部活動のスペース、社会科見学や移動教室時の見学場所が制限される場合があります。

4. 適正配置

学校教育の充実を図り、児童生徒に良好な教育環境を提供するため、適正規模の小・中学校を地域に適正に配置します。適正配置は、児童生徒数の動向を踏まえ、過小規模校および過大規模校について、以下の考え方で進めます。

過小規模校 ⇒ 通学区域の変更や学校の統合により、適正規模の確保に努めます。

なお、原則として小規模化の著しい学校から適正配置を進めます。

過大規模校 ⇒ 通学区域の変更により、適正規模の確保に努めます。

※ 早急な対応が必要な過大規模校 3 校（開進第一小、大泉東小、関町北小）については、緊急対応として、平成 16 年度に通学区域の変更を行いました。平成 17 年度から、新しい通学区域を適用します。

(1) 通学区域の変更

通学区域の変更にあたっては、隣接校の児童生徒数、通学距離、通学路の安全面、学校と地域との関係などに配慮します。

(2) 学校の統合

統合の趣旨・実施方法等については、対象校の保護者や地域に対し、十分説明します。また、学校が地域コミュニティの核として機能してきたことに十分留意し、統合後の学校が新たなコミュニティの核となるように努めます。

ア. 新校の設置

原則として、統合の対象校をいずれも廃止し、新しい名称の新校として設置します。統合は、学校の規模（校地面積、校舎面積、児童生徒数）および創立時からの経過年数にかかわらず、対等な関係の統合とします。また、統合の組み合わせ、学校の位置、学校施設の状況などから、適正規模を維持している学校も、統合の対象となる場合があります。

イ. 統合の時期

教室数等の状況により、現在の校舎での統合が可能な場合は、一定の準備期間を設けたうえで実施します。また、教室数の不足などの理由から、現在の校舎での統合が不可能な場合は、改築計画の時期に合わせて行います。ただし、改築計画の時期に満たなくても、適正規模の範囲内での増築が可能な場合は、統合を検討します。

ウ. 設置場所

新校の設置場所は、統合対象校のいずれかの校地と既存の校舎を活用します。また、統合に伴って改修が必要な場合は改修工事を行います。ただし、改築計画と統合の時期が重なった場合は、いずれかの校舎を改築します。また、設置場所は、校地面積、建築年度や耐震評価基準、施設内容や教室数、周辺環境、隣接校との位置関係などを勘案し決定します。

エ. 心身障害学級

統合対象校のいずれかに心身障害学級（通級学級を含む）が設置されている場合は、新校に心身障害学級を設置します。ただし、地域的なバランスや教室数等の状況により、近隣の学校に移設する場合もあります。なお、練馬区における特別支援教育のあり方については、国・東京都の動向を踏まえ、今後、検討を進めています。

オ. 通学区域と通学距離

新校の通学区域は、原則として、統合対象校の通学区域を合わせた区域としますが、児童生徒の通学距離に配慮し、統合の対象とならない隣接校を含めて通学区域の変更を検討します。また、2~3校の小学校から中学校1校に進学できる通学区域となるよう努めます。

新校までの通学距離については、児童生徒の過大な負担にならないよう、小学校 1,000m、中学校 1,500mを目安とします。なお、踏切や危険箇所の横断等については十分配慮し、通学路の安全確保に努めます。